

平成 27 年 10 月 14 日

第 2 回化審法施行状況検討会 事前コメント

コメントを頂いた委員： 菅野委員

- クロロエチレンのリスク評価については、他法令で既に管理が進められていることが一般化学物質に戻すことのポイントであったと理解している。今後、化審法のリスク評価にあたって、他法令で管理が担保されていない物質については、クロロエチレンと同様には扱えないことから、その様な物質の取り扱いには一層の注意が必要となる。その対応方策を整えることが課題ではないか。
- QSAR の予測値をそのままリスク評価に用いるのは、特に人健康影響においては難しいと考えている。カテゴリーアプローチに際しても構造類似性の判断は難しい。活用方法の検討に当たっては、精度や適用範囲に十分に留意してほしい。
- 評価の優先順位付け方法の見直しや作業の優先度・作業内容の差別化は容易ではないと考えており、暴露評価・有害性評価ともに丁寧に検討する必要がある。
- 暴露評価については、さらにエキスパートジャッジメントの余地があるのではないか。リスクの観点から評価するのであるから、ハザード評価だけでなく暴露評価についても専門家による判断が加えられるべきである。特に、暴露モニタリングデータに不足があると思われる場合には、専門家による判断による補強が重要になる。
- 予防的取組方法は重要な視点であり、第 3 回、第 4 回の検討でもこの視点に立った検討をしてほしい。